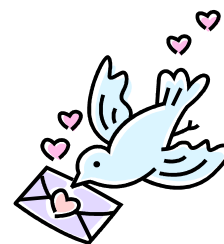


『おひとりさまの老後』へのアドバイス

～ 財産管理と遺言 ～



上野千鶴子さんの著作のタイトルを拝借しました。2005年の国勢調査によると、30代後半の未婚率は男性が30.9%、女性も約5人に1人の18.6%に達します。子どもがいない、子どもがいても、疎遠になっているという夫婦もあわせ、高齢の「おひとりさま」は増加の一方となることでしょう。

ひとり暮らし自体に良いも悪いありませんが、知人の死後の整理に携わるなかで、行き着く先には必ず死がある、その当たり前のことから目をそらさずに準備しておかないと、人生の最後のところで「こんなはずじゃなかった」という事態に陥ってしまうということを目の当たりにしました。私が体験したことの中から、財産管理や遺言など税理士FPとして関わりのあるところについてお話させていただきます。

非常時のために「現金」を持つこと

老後のお金の問題としていくら必要か、ということはよく取り上げられるのですが、どういう形で持つべきか、ということについては、リスク商品の割合といったことくらいしか語られていないように思います。年齢を重ねるにしたがって「収益性」のある商品をより「安全性」の高い商品にシフトしていきましょう、という類のものですが、私は、ひとり暮らしの人は、何よりも「換金性」を考えるべきだと思います。

お世話になった女性がガンで入院したときのこと。彼女は当面の資金としてそれなりのお金を持って入院しました。しかし、入院は予想以上に長期化し、一方、病状は芳しくなく、自分で金融機関に足を運ぶことができなくなってしまいました。美容師としてコツコツ貯えてきたお金は十分にありました。そのすべてが定期や積立預金で安全性には全く問題がなかったはずなのに、肝心なときにそのお金が使えないという想定外の事態に遭遇することになりました。

手持ちの現金が心細くなってきた彼女は、毎月の自動積立をストップし、定期を解約して一部は光熱費などが引き落とされる口座に移し、残りを引き出したかったのですが、その手続きができません。さらに悪いことにスキミングなどの被害を警戒して、彼女はキャッシュカードを作っていませんでした。以前なら通帳と印鑑を渡して知人に手続きを依頼することもできたのですが、昨今、銀行の「本人確認」の壁は厚く、他人に託した委任状など受け付けてはくれません。

このときは幸い、長く彼女のところにきていた地元金融機関の渉外担当者が責任者とともに病室に来てくれ、その立ち会いのもとで委任状を作成することで、その後の手続きは私が行うことができました。でも、そのとき、もし、彼女が署名ができない状態だったらどうだったのか、考え始めるときりがありません。

いざというとき、一番、確かなのは現金です。いつでも持ち出せるように、ある程度まとまった現金を準備しておきたいものです。キャッシュカードも必需品です。できればどこかに暗証番号を記しておき、信頼できる人にその場所を伝えておくと安心です。生体認証カードは、盗難に対しては有効ですが、自分が動けなくなると1円

のお金も引き出せなくなってしまいますから、おひとりさまにはお勧めしません。

おひとりさまこそ、遺言を

死亡するとすべての財産は相続人のものとなり、相続人がいない場合は、その財産は国のものとなります。知識として理解はしていたこのことが、どれほどたいへんで理不尽なことが、知人の死に立ち会って思い知りました。

毅然として独身を貫いてきた彼女は親しくしている独身仲間も多く、葬儀は親子同然にしていた叔母様が、部屋の片づけは友人たちが行いました。持病があったこともあり、もし自分に万一のことがあったら、これは誰それにあげる、これはどこそこに寄付して、そしてお世話になった分はマンションを売ってそのお金をみんなでわけてちょうだい... こう言っていたことを知る人は多いのですが。

突然の死で何も書き残していなかった彼女。親はすでになく、一人っ子できょうだいもない、いわゆる「相続人不存在」に該当します。当初、最も身近な親族で長年の交流のある叔母様が家庭裁判所に申し立てれば、特別縁故者として財産分与を受けられるだろうと、簡単に考えていました。しかし、弁護士さんに相談すると、それにはまず「相続財産管理人」を選任して、債務の清算を行った後、一定期間をおいて申立てをする必要があること、それでも別居していた親族が特別縁故者と認められるかは何とも言えないとのことでした。

叔母様が葬儀や住まいの片づけで立て替えた費用は百万円をゆうに超えています。マンションの売却ができれば、直接かかった費用はそこから弁済されるでしょう。しかし特別縁故者と認められなければ、手伝ってくれた人たちへのお礼や生前言っていた関係先への寄付はもちろん、申立てのための弁護士費用さえももらうことはできません。独身者同士で何かあったらお互いで助け合うという約束をしている人も多いことでしょう。そうであれば、ぜひ、遺言を。それも法律的に齟齬のない、公正証書遺言を作成し、その中に遺言執行者の名前も忘れず書いておきましょう。いざというとき他人では戸籍謄本をとることもままなりませんから、遺言書は、自分自身の生まれてから直近までの戸籍謄本といっしょに保管しておくことをお勧めします。

こういうお話をすると、決まってちょっとの財産でそんな大げさな、という答えがかえってきます。でも、あべこべです。わずかな財産のことでたいへんな目にあわされるから、恨み言のひとつも言いたくなるのです。遺言というと資産家から後継者へというイメージがまだまだ強いのですが、自分の身をきれいに終わらせたいおひとりさまにこそお勧めいたします。

< 著者プロフィール >

東 富士子 氏

オフィスアズ代表。税理士・社会保険労務士・CFP(R)。

阿佐ヶ谷のけやき並木に面した事務所で土業業務の他、個人のライフプラン相談に取り組む。

趣味は、野菜づくりと聞き始めたばかりの落語。

敬遠されがちな税金や社会保険の話をハートの真ん中に届ける話術の開発が目下の課題。



今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局 [株]日税ビジネスサービス 総合企画部]までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488